は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十九条第五項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第二十一条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

2　給与法第十二条第七項又は規則九―二四第十九条第四項の規定により、職員が、前項の各月における通勤について、当該各月（同条第二項に規定する場合にあつては、その翌月を含む。）までに普通交通機関等、自動車等、新幹線鉄道等又は駐車場等に係る通勤手当の支給日がある場合において、当該支給日がある月（その月が当該各月の翌月であるときは、当該各月。以下この項において同じ。）の翌月以降に当該通勤手当の支給を受けたときにおける前項の規定の適用については、当該職員は、当該支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたものとみなす。

3　前項に定めるもののほか、規則九―二四第十九条第五項又は第七項の規定により、職員が、第一項の各月における通勤について、普通交通機関等、自動車等、新幹線鉄道等又は駐車場等に係る通勤手当の支給を受けた場合（当該各月に当該通勤手当の支給を受けた場合を除く。）における同項の規定の適用については、同条第五項に規定する離職若しくは死亡又は同条第六項に規定する俸給の支給義務者を異にする異動がないものとした場合の当該通勤手当の支給日（給与法第十二条第七項の規定により当該支給日が当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月の翌月に属する日となるときは、その前月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日）は当該通勤手当の支給日と、当該職員は当該支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けた職員と、それぞれみなす。

（新設）

事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第二十一条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

（新設）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一六―二の一部改正）

**第二条**　人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （平均給与額の算定）<br>**第二条**　（略）<br>2　前項の規定は、規則一六―〇第十二条の規定により、同条各号に掲げる日から同規則第八条の二第一項に規定する事故発生日までの期間内に在外公館に勤務した期間のある職員の平均給与額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「同項の支払われた」とあるのは「規則一六―〇第十二条の」と、「同条第二項」とあるのは「補償法第四条第二項」と、「同条第一項に規定する」とあるのは「同規則第十二条各号に掲げる日から同規則第八条の二第一項に規定する事故発生日までの」と読み替えるものとする。<br>3・4　（略） | （平均給与額の算定）<br>**第二条**　（略）<br>2　前項の規定は、規則一六―〇第十二条の規定により、同条各号に掲げる日から同規則第八条の二に規定する事故発生日までの期間内に在外公館に勤務した期間のある職員の平均給与額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「同項の支払われた」とあるのは「規則一六―〇第十二条の」と、「同条第二項」とあるのは「補償法第四条第二項」と、「同条第一項に規定する」とあるのは「同規則第十二条各号に掲げる日から同規則第八条の二に規定する事故発生日までの」と読み替えるものとする。<br>3・4　（略） |